

契約保証に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 あきる野市（以下「市」という。）が行う契約における契約保証金については、あきる野市契約事務規則（平成7年規則第38号。以下「契約事務規則」という。）第48条において規定するところであるが、契約保証を要する契約に関する事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 契約保証を要する契約は、契約金額が300万円以上の工事請負契約（仮契約を含む）とする。

(契約保証の割合)

第3条 市が取り扱う契約保証は、原則として金銭的保証とし、契約金額の100分の10以上の額を納めさせるものとする。ただし、低入札価格調査制度の対象工事において調査基準価格を下回る入札を行った者と契約を締結する場合は、契約金額の100分の20以上を納めさせる。

(契約保証の形態)

第4条 前条の金銭的保証は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 契約保証金（現金）の納付
- (2) 履行保証保険契約による保証
- (3) 公共工事履行保証契約による保証
- (4) あきる野市契約事務規則第12条に定めるもの
- (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(契約保証の内容)

第5条 前条第2号から第5号までのいずれかの契約保証による場合の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保証期間が工期全体を含むものであること。
- (2) 保証債務の履行請求の有効期間が、保証期間経過後6か月以上確保されていること。
- (3) 履行保証保険契約を締結する場合、保険会社が交付する保険証券は定期てん補特約付きのものであること。

(契約締結時における取扱い)

第6条 落札者又は随意契約の相手方は、第4条各号のいずれかの方法を選択の上、記名押印した契約書とともに、次の各号に掲げる書類を契約担当課に提出しなければならない。

- (1) 履行保証保険契約の場合 保険証券
- (2) 公共工事履行保証契約の場合 保証証券

(3) 金融機関又は前払金保証事業会社の保証の場合 保証書

- 2 契約担当課は、前項の規定に基づき提出された書類について、保証期間又は保険期間が前条に規定する保証内容を満たしていること、保証又は保険の金額が第3条に規定する保証割合であることを確認の上、工事請負契約の締結手続きを行うものとする。
- 3 契約担当課は、契約締結決定後、提出書類を工事請負契約書及び入札等関係書類とともに綴り、これを保管するものとする。

(契約金額を変更する場合の取扱い)

第7条 契約担当課は、契約変更による契約金額の増額に伴い増額後の契約金額が当初契約金額の100分の130を超えるときは、契約保証金の金額が変更後の契約金額の100分の10（低入札価格調査制度の対象工事による保証の場合は100分の20）以上に増額変更するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前金払がある場合において、当初の保証の額が、契約変更後の未払い契約金額の10分の1以上あるときは、増額請求を行わない。
- 3 市との間で工事請負契約を締結した落札者等（以下「請負者」という。）は、増額請求があったときは、速やかに保証証券等の変更に要する手続きを実施し、変更契約締結に係る承諾書又は変更工事請負契約書の提出にあわせ、変更に係る保証証券等を提出しなければならない。
- 4 契約担当課は、契約変更による契約金額の減額があった場合、請負者からの保証の額の減額請求については、原則としてこれを認めない。ただし、特別の事情により減額請求を認めるときは、保証の額が減額後の契約金額の100分の10以上となるよう請負者に減額の請求をさせた上、保証証券等の変更など必要な手続きを行わせるものとする。

なお、履行保証保険の場合には、保険金額の減額は行われないことから、保険金額の減額変更是行わないものとする。

- 5 契約担当課は、保証の額の変更があったときは、第6条第2項及び第3項の規定に準じ、提出書類の内容確認及び保管を行うものとする。

(工期を変更する場合の取扱い)

第8条 契約担当課は、工期の延長を行おうとする場合、保証期間が変更後の工期を含まないときは、変更後の工期を含むように延長の変更を求めるものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては通常、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくても差し支えないが、保険期間が特定されている場合で、保険期間が変更後の工期を含まないときは、変更後の工期を含むように契約変更を求めるものとする。

- 2 契約担当課は、工期の短縮を行おうとする場合、請負者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮の要求があり、特段の事情がないときは、変更後の工期を含む範囲で短縮変更の手続きを行うものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては保険期間の短縮は行わないので、契約変更の手続きのみ行うものとする。

(債務不履行が発生した場合の取扱い)

第9条 契約担当課は、当該工事請負契約における請負者の債務不履行等を理由とする契約解除に関する条項（以下「発注者解除条項」という。）に該当するときは、速やかに契約を解除し、次に掲げるとおり、工事請負契約の解除に伴う違約金の請求等の手続きを行うものとする。

また、違約金の額が契約保証の金額を超過している場合は、別途、請負者に対し超過額の請求手続きを行うものとする。

ただし、契約上の工事期間経過後に工事を完成する見込みがある場合は、工事請負契約書の規定に基づき、違約金を徴収して工事を完成させることができる。

(1) 現金（契約保証金）についての取扱い

ア 契約担当課は、発注者解除条項に基づき契約を解除した場合は、契約保証金を市に帰属させる手続きを行うものとする。

イ 契約担当課は、発注者解除条項に基づく契約解除で違約金の額が契約保証金の額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての国債等についての取扱い

ア 契約担当課は、発注者解除条項に基づき契約を解除した場合は、契約保証金に代わる担保としての国債等を市に帰属させ、これを現金化して歳入に振り替える手続きを行うものとする。

イ 契約担当課は、発注者解除条項に基づく契約解除で違約金の額が契約保証金の額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

(3) 金融機関の保証又は履行保証保険等についての取扱い

ア 契約担当課は、発注者解除条項に基づき契約を解除した場合は、請求金額の欄に違約金の額（ただし、保証金額又は保険金額が違約金の金額未満の場合は保証金額又は保険金額）を記載した保証金（保険金）請求書（様式第1号）に、工事請負契約書の写し、契約解除通知の写し、保証書等の必要書類を添付して保険会社等に提出するものとする。

(工事完成時の取扱い)

第10条 契約担当課は、請負者が工事の完成を確認するための検査に合格したときは、契約保証の取扱いについては、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 現金（契約保証金）についての取扱い

請負者に対し契約金額の支払請求書の提出とともに契約保証金払戻請求書兼口座振替依頼書（様式第2号）の提出を求めるものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての国債等についての取扱い

ア 請負者に対し契約金額の支払請求の提出とともに保管有価証券還付請求書（あきる野市会計事務規則第90条）の提出を求めるものとする。

イ 契約担当課長は、保管有価証券還付請求を受理したときは、工事の完成確認後、利札還付請求書（あきる野市会計事務規則第92条）を会計管理者へ発行し払出しの手続きを行うものとする。

(3) 金融機関の保証の取扱いについて

工事の完成確認後、請負者を通して金融機関等に返還するものとする。

なお、金融機関の保証書を請負者に返還する際には、請負者に対し、保証書を受領した旨の受領書（様式第3号）の提出を求め、当該受領書及び保証書の写しを保管するものとする。

（4） 公共工事履行保証証券等の取扱いについて

請負者から工事目的物の引き渡しを受けた後も、履行保証保険契約による保証証券、工事履行保証契約による保証証券及び公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証証券は、返還しないものとする。

（履行遅滞時の取扱い）

第11条 契約担当課は、履行遅滞が生じた場合には、工事請負契約書約款第43条の規定により、遅延違約金を徴収して工期経過後相当の期間内に工事を完了させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間の延長変更を行うものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、通常、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えないが、保険期間が特定されている場合で、保険期間が上記の工期経過後相当の期間を含まないときは、保険期間を予定の工期と合わせるように延長変更を行うものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

保証金（保険金）請求書

平成 年 月 日

（金融機関等又は保険会社名） 様

あきる野市長

印

下記の工事請負契約を解除しましたので、保証金（保険金）の支払いを請求します。
なお、支払いについては、別添の納入通知書により行ってください。

記

1 件名

2 請負者

住 所

商 号

氏 名

3 契約解除日

平成 年 月 日

4 証書（証券）番号

5 保証金（保険金）請求額

円

様式第2号（第10条関係）

契約保証金払戻請求書兼口座振替依頼書

平成 年 月 日

あきる野市長

樣

住 所

(請負者)

氏名

印

下記の工事に係る工事目的物の引渡しが完了しましたので、契約保証金の返還を請求します。
なお、支払いに当たっては、下記振込先に振り込んでください。

記

1 件 名

2 請求金額（契約保証金）

四

3 振込先金融機関

様式第3号（第10条関係）

保証書に係る受領書

平成 年 月 日

あきる野市長

様

住 所

(請負者)

氏 名

印

下記の工事に係る保証書（保証内容変更契約書がある場合には、保証内容変更契約書を含む。）を受領したので、発行機関（銀行等）に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

記

1 件名 _____

2 保証人名 _____ 銀行等会社名 _____

3 保証書番号 _____